

## 随意契約結果書

|                              |  |
|------------------------------|--|
| 物品等の名称及び数量                   | GEONET通信回線網の運用業務(単価契約)   |
| 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 支出負担行為担当官国土地理院長 山本 悟 司<br>茨城県つくば市北郷1番  |
| 契約締結日                        | 令和 7年 4月 1日  |
| 契約の相手方の氏名及び住所                | 東日本電信電話株式会社<br>法人番号 8011101028104<br>東京都新宿区西新宿3丁目19番2号   |
| 契約金額<br>(消費税及び地方消費税含む)       | 9,357,480円   |
| 予定価格<br>(消費税及び地方消費税含む)       | 9,357,480円   |
| 随意契約によることとした理由               | <p>国土地理院では、全国の高精度な測量網の構築と地殻変動の監視のほか高精度な位置情報サービスの提供を主な目的として、GNSS連続観測システム(以下「GEONET」という。)の運用を行っている。このGEONETにおいて、電子基準点等で観測されたデータの通信を行うため、東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)を主契約相手として新たな通信回線網を昨年度構築し、運用している。</p> <p>新たな通信回線網は、全国に位置する電子基準点との通信を確立するため、光回線と無線通信(LTE)を組み合わせることで構築していることから、NTTグループ各社の複数種類の回線及び閉域網(Interconnected WAN、フレッツVPNワイド、フレッツ光ネクスト、閉域SIM)で構成される。この通信回線網において、電子基準点との安定した通信を確保するためには、障害発生時における障害箇所の特定制及び復旧作業の手配、並びに、工事・故障情報の通知を行う本保守運用業務が必要不可欠である。</p> <p>本業務を実施するためには、新たな通信回線網に精通し、個々の回線ID等を把握している必要があるため、通信回線網の構築者以外には行うことが出来ない。また、契約約款において、「IP通信網契約者又はローミング契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線等に接続されている場合であって、当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、(中略)当社に修理の請求をしていただきます。」と記載されていることから、保守運用に当たる本業務は通信回線網の契約者以外には行うことが出来ない。このため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により東日本電信電話株式会社と随意契約を行うものである。</p> |
| 備考                           |  |